説明 次期(第4次)札幌市食育推進計画「骨子」(案)について

1 第3次札幌市食育推進計画について(現行計画)

(1) 計画の概要

- ・「食を通して豊かな人間性を育みます」を基本理念とし、計画期間を平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)までの5年間を対象とする計画です。
- 3つの基本目標を定め、計画の推進にあたっては、関係課、関係機関及び団体等の 様々な関係者と連携して実施することが示されています。

基本目標1「健やかで心豊かな食生活の実現」

基本目標2「食の環境や循環・安全を意識した食生活」

基本目標3「食文化の継承と食育推進体制の整備」

・ 現行計画では、3つの基本計画に基づき、23の指標を定め、延べ148の食育事業を実施。毎年、札幌市食育推進会議において報告し、取組の評価を行ってきました。

(2) 計画策定の経緯

食育基本法(平成17年)に基づく札幌市食育推進会議条例を平成19年に制定し、平成20年に「札幌市食育推進計画」(平成20年度~平成24年度)を策定しました。

- 札幌市食育推進計画 (平成20年度~平成24年度)
- 第2次札幌市食育推進計画(平成25年度~平成29年度)
- 第3次札幌市食育推進計画(平成30年度~令和4年度)

(3) 基本目標ごとの主な取組と成果(指標評価を除く)

指標の評価は、令和4年度に行う札幌市健康・栄養調査の結果等により行います。ここでは、現段階の基本目標ごとの主な取組と成果の一例を示します。

ア 基本目標1「健やかで心豊かな食生活の実現」

- ・ 全世代を対象に野菜摂取量の増加や減塩の取組を、保育所や学校、地域団体・企業 などと連携して行いました。
- ・ 妊産婦や乳幼児のいる家庭を対象に、乳幼児健診やマタニティ教室・離乳期講習会 等の場で、望ましい食生活について啓発を行った。
- ・ 若い世代への取組として、高校と連携し「高校生のための食生活指針」を新規作成。 「食育学生ボランティア」を養成し活動を支援しました。高校や大学等と連携して朝食の 欠食や野菜摂取量の増加について取組むほか、オンライン配信により「食育講演会」を 実施しました。
- ・ 高齢者の食育の推進として、「高齢者のための食生活指針」の改定を行うとともに、介 護予防教室で「低栄養予防教室」などを実施。講話やレシピの紹介などにより参加者に 意識変容がみられました。

イ 基本目標2「食の循環や環境・安全を意識した食生活」

・ 食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、食品ロスの削減が推進されています。 学校給食の調理くずや残食を堆肥に使う「さっぽろ学校給食フードリサイクル」を通じて、食育・環境教育を実施。

また、家庭から出される生ゴミ減量のために「日曜日は冷蔵庫をお片付け」の啓発を引き続き実施しています。

- ・ 安心して食生活を実践できるよう食の安全や衛生、食品表示に関する指導・啓発を実施。また、子ども向け手洗い・うがいソングなどを活用し、楽しく学ぶ機会を増やすなど食育の充実を図っています。
- ・ 食べ物の大切さを実感する取組のひとつとして「若い世代に対する農体験の啓発」を 開始。保育所では、野菜の栽培を通じた体験活動を行うとともに小・中学校では地産地 消の啓発を行っています。

ウ 基本目標3「食文化の継承と食育推進体制の整備」

- ・ 食文化の継承を推進するために、行事食やだしの文化など子どもを中心に市民への 啓発を行っています。
- ・ 関係機関・団体、企業、保育所、幼稚園、学校、ボランティア、行政等が連携・協働し、 食育ネットワークの構築などにより、地域に根差した食育の取組の充実を図っています。
- ・ 北海道胆振東部地震(平成30年9月)をはじめ、各地で気候変動の影響が顕在化しており、災害時の備えなどの資料を作成し啓発しています。
- ・ 従来の広報誌、SNS、ホームページやリーフレット、イベントの開催の他、新聞の連載 (レシピ掲載)、動画やオンライン配信など多様な媒体の活用を開始し、普及啓発に努め ています。

(4) 新型コロナウイルス感染症による生活等の変化

- ・ 日常的なマスク着用、三密(密接、密閉、密集)を回避するためリモートワークが増える など、対面による対応が困難な状況になりました。反面、オンライン配信等のデジタル化 が進み、非接触型の情報提供が増えています。
- ・ 外食での共食の機会が減少する一方で、家庭での調理や食事の増加など、改めて食 への関心や課題を見つめなおす契機ともなっています。
- ・ 乳幼児健診や育児教室等の一時中止により、本市の食育に関するホームページの閲覧回数の急伸や電話相談の増加などが見られました。

(5) 指標評価の基礎資料の作成の延期について

国民健康・栄養調査に上乗せして札幌市健康・栄養調査を同時期に実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」という。)の拡大防止のため、国民健康・栄養調査が実施直前で中止。それに伴い、札幌市健康・栄養調査は令和4年秋(予定)に延期することとしました。

2 次期(第4次)札幌市食育推進計画の策定にあたって

(1) 国の動向

平成18年に「食育推進基本計画」を策定し、2度の計画改定を経て、令和3年度から、 「第4次食育推進基本計画」を開始しています。

ア 基本的な方針等

- ・ 国(農林水産省)の第4次食育推進基本計画では、SDGsの考え方を踏まえて推進することとし、特に取組むべき重点事項として、①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、②持続可能な食の3つのわ(環境の環・人の輪・和食文化の和)を支える食育の推進、③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進を定めています。
- ・ 計画期間は、令和3年度から令和7年度までの概ね5年間としています。
- ・ 第3次計画から追加、見直しを行った食育推進の目標は以下の5項目です。
- (ア) 学校給食における地場産物を活用した取組等の増加
- (イ) 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民の増加
- (ウ) 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の増加
- (エ) 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の増加
- (オ) 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民 の増加
- ・ 食育の取組をわかりやすく発信するため、「食育ピクトグラム」を作成しています。

イ 推進する内容

食育の総合的な推進については、7項目において、国及び地方公共団体等はその推進に 努めることされています(図1)(第3次計画から新たに追加した項目はマーカー部分。一例)。

図1 推進する内容(第4次食育推進基本計画)

推進する内容

- 1. 家庭における食育の推進:
- ・乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成
- ・在宅時間を活用した食育の推進
- 2. 学校、保育所等における食育の推進:
- ・栄養教諭の一層の配置促進
- ・学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働
- 3. 地域における食育の推進:
- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・地域における共食の推進
- ・日本型食生活の実践の推進
- ・貧困等の状況にある子供に対する食育の推進

- 5. 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等:
- 農林漁業体験や地産地消の推進
- ・持続可能な食につながる環境に配慮した消費 の推進
- ・食品ロス削減を目指した国民運動の展開
- 6. 食文化の継承のための活動への支援等:
- ・中核的な人材の育成や郷土料理のデータベー ス化や国内外への情報発信など、地域の多様 な食文化の継承につながる食育の推進
- ・学校給食等においても、郷土料理の歴史や ゆかり、食材などを学ぶ取組を推進
- 4. 食育推進運動の展開:食育活動表彰、全国食育推進ネットワークの活用、デジタル化への対応
- 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進: ・食品の安全性や栄養等に関する情報提供 ・食品表示の理解促進

(2) 北海道の動向

- ・ 第4次北海道食育推進計画「どさんこ食育推進プラン」を令和元年4月から開始。計画 期間は5年間としています。
- ・ 「北海道食の安全・安心条例」に規定されている「食育の推進」を具体的に進める計画 であるとともに、「食育基本法」に規定する都道府県食育推進計画に位置付けています。

(3) 国や北海道との連携

食育会議への出席や各種報告などにより情報共有を図っています。

(4) 食育とSDGsの関係性

・ 平成 27 年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が 採択され、「SDGs (持続可能な開発目標)」として、17 のゴールと 169 のターゲットが設定 されています。SDGsの目標には、「目標3.すべての人に健康と福祉を」、「目標 12.作る 責任、使う責任」などの食育と関係の深い目標があります。

3 次期(第4次)札幌市食育推進計画の策定について

(1) 次期(第4次)札幌市食育推進計画の基本理念

- ・引き続き「食を通して豊かな人間性を育みます」を基本理念とします。
- ・「食」は命の源であり、生きるために食は欠かせません。市民が「食」に関する様々な知識を身に付け、「健全な身体」を培い、「食」に関する人々の苦労や努力、伝統的な食文化を理解することにより、豊かな心を育て、笑顔が広がるまちづくりを目指します。

(2) 次期(第4次)札幌市食育推進計画の策定趣旨

・健康寿命の延伸や持続可能な食生活の推進を目指し、多様な関係機関等と連携した食育を推進するため、次期(第4次)札幌市食育推進計画を策定します。

(3) 位置付け

- ・ 食育基本法の目的・基本理念を踏まえ、食育基本法第 18 条第 1 項に基づく市町村 食育推進計画として位置付けます。
- ・ 食育に関する基本的な事項について定めるものであり、本市における各関連の計画と の整合性を保つこととしています。

(4) 次期(第4次)札幌市食育推進計画の基本的な方針

- ・ 国の第4次食育推進基本計画を踏まえ、本市のこれまでの第3次札幌市食育推進計画の取組による成果や令和4年度に実施する関係調査等の結果を反映し策定します。
- ・ 妊婦や乳幼児から高齢者に至るまでのライフステージに応じた切れ目のない心身の健康を支える食育を推進します。食に関わる人々への感謝、食の安全・安心に関する情報提供、環境への配慮など、持続可能な食を支える食育を推進します。食育ネットワークなどの多様な関係機関、企業等との連携・協働により食育を推進します。

- ・ 働き方やライフスタイルの変化等に対応し、効果的な食育の推進を行うため、動画やオンライン配信などデジタル技術を活用した多様な啓発方法を工夫します(デジタル化への対応が困難な高齢者等に配慮します)。
- ・ 計画の策定や取組の実施に当たっては、SDGsの視点や趣旨を反映する。

(5) 基本目標と施策の体系

3つの基本目標を掲げます。

【基本目標1】

生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進(市民の健康の視点)*国の計画を参考 健康寿命の延伸に向け、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むために は、妊婦や乳幼児から高齢者に至るまで、多様な暮らしに対応し、家庭、保育所、学校等の 各段階において、切れ目なく生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進する。

第3次計画では、基本目標1「健やかで心豊かな食生活の実現」としていましたが、第4次計画では、ライフステージ別の取組を考慮するため、国の計画を参考に設定しました。

【基本目標2】

食の循環や環境・安全に配慮するとともに、食文化を継承するための食育の推進 (社会・環境・文化の視点)*一部変更

食料の生産から消費等に至るまでの食の循環は、自然の恩恵の上に成り立ち、多くの人々の活動に支えられていることに感謝し、理解を深めることが大切です。

また、「食」の安全性の確保については、食品提供者が食品の安全性の確保に万全を期すとともに、市民が食に関する知識と理解を深めることが大切です。

さらに、食文化については、食育活動を通じて、伝統的な食文化や食事の作法等を理解し 親しむ市民を増やすことが必要であることから、これらの取組を通して食育を推進します。

第3次計画では、基本目標2「食の循環や環境・安全を意識した食生活」としていましたが、 第4次計画では、国の計画を参考に「食文化の継承」を追加し設定しました。

【基本目標3】

食育推進体制の整備(総合的・横断的な視点) *一部変更

食育を推進するためには、行政機関のみならず、教育関係者、企業、団体、ボランティア 等の多様な関係者がそれぞれの活動を生かしながら連携・協働し食育を推進します。

第3次計画では、基本目標3「食文化の継承と食育推進体制の整備」としていましたが、 第4次計画では、国に計画に倣い「食文化の継承」を基本目標2に移しました。

(6) 施策の体系(推進する内容)

基本目標の実現を目指すため、6つの基本的施策のもとに具体的な取組を行います。 なお、令和4年度に実施する調査の結果等を反映させます。

ア ライフステージに応じた健康寿命の延伸につながる食育の推進

(「施策ごとのまとめ」から「ライフステージ別のまとめ」に変更。 取組は継続。)

- ・ 家庭・地域・全世代共通の食育の取組(災害時の食を含む)
- ・ 妊産婦や乳幼児のいる家庭に対する食育の推進
- ・ 保育所等における食育の推進

- ・ 学校における食育の推進
- ・ 若い世代を中心とした食育の推進
- ・ 壮年期・高齢者に関わる食育の推進

イ「農」とのふれあいを通じた食育の推進

- ・「農」とのふれあい促進 (継続)
- ・札幌の農業や農産物に関する理解の促進(継続)
- ・ 地産地消の推進 (継続)

ウ 環境に配慮した食生活の推進

- 環境を考えた食生活の普及・啓発及び実践(継続)
- 食品ロスを少なくする社会環境づくり(継続)

エ「食」の安全・安心の確保の推進

- ・「食」の安全に関する知識の習得(継続)
- ・ 事業者による自主的な取組の促進 (継続)
- 市民・事業者との連携・協働による取組の促進(継続)

オ 食文化継承のための活動への支援

・ 伝統的な食文化の継承・実践 (継続)

カ 食育推進体制の整備

- ・食育推進体制の整備 (継続)
- ・ 食育ボランティア等の活動支援 (継続)
- ・「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進 (新規)

(7) 構成等について

- 市民にわかりやすい計画の策定を目指します。
- 計画書には、イメージしやすいよう具体的な取組例等の紹介を掲載します。
- 構成案
 - 第1章 計画の策定にあたって
 - 第2章 前計画の取組と評価
 - 第3章 基本理念と基本目標
 - 第4章 施策の体系と展開
 - 第5章 計画の推進
 - 資料編

(8) 計画期間と策定時期の延期について

- ・ 令和5年10月から令和9年度の概ね5年間とします。理由は下記のとおり。
- ・ 次期(第4次)札幌市食育推進計画の策定にあたっては、評価指標の基礎資料として、 国民健康・栄養調査(令和3年11月)に上乗せして札幌市健康・栄養調査(食事摂取量

調査とアンケート調査)を同時期に実施する予定でした。

しかし、コロナの感染拡大防止のため、国民健康・栄養調査が実施直前で中止となり、 それに伴い、札幌市健康・栄養調査は令和4年秋(予定)に延期することとしました。

・ 計画策定に際し、調査の結果(1日あたりの野菜の摂取量や食塩摂取量等)を反映させる必要があることから、内部で検討し次期計画の策定時期を令和5年3月末から令和5年9月末へ半年間延期することにしました。

(9) 計画の推進にあたっての指標(数値目標)

上記(8)の理由から、指標(数値目標)については、令和4年度に実施する各種調査の結果及び国の第4次計画の目標値を踏まえて設定します。

(10) 計画策定に向けた今後の予定

ア 札幌市食育推進会議における審議

札幌市食育推進会議条例に基づき、学識経験者、市民委員等で構成された札幌市 食育推進会議に諮問し、専門的な見地から次期(第4次)札幌市食育推進計画の検 討を行い、答申を受けます。

イ 主なスケジュール(予定)

- ・ 令和3年度(2021年度)
 札幌市食育推進会議の開催(年2回)、当会議への諮問。
- ・ 令和4年度(2022 年度)札幌市食育推進会議の開催(年2回)、当会議による答申。
- ・ 令和5年度(2023年度) 議会への報告、パブリックコメント等の実施、計画発表、計画開始。

(11) 参考

·「第4次食育推進基本計画、第3次札幌市食育推進計画、次期(第4次)札幌市食育推進計画(案)」(別紙)

重点事項

- 1 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進(国民の健康の視点)
- 2 持続可能な食を支える食育の推進(社会・環境・文化の視点)
- 3 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進(横断的な視点)
- ※ これらを SDGs の観点から相互に連携して総合的に推進。

食育推進の目標

- ・学校給食における地場産物を活用した取組等の増加
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民の増加
- ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の増加
- ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の増加
- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、 伝えている国民の増加等(16 目標, 24 目標値)

推進する内容(抜粋)

- 1 家庭における食育の推進
 - ・乳幼児からの基本的な生活習慣の形成
 - ・在宅時間を活用した食育の推進等
- 2 学校、保育所等における食育の推進
 - ・学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働
 - ・就学前の子どもに対する食育の推進等
- 3 地域における食育の推進
 - ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
 - ・若い世代、高齢者に関わる食育の推進
 - ・災害時に備えた食育の推進等
- 4 食育推進運動の展開
 - ·食育活動表彰
 - ・全国食育推進ネットワークの活用
- ・デジタル化への対応等
- 5 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の 活性化等
- ・農林漁業体験や地産地消の推進
- ・持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進
- ・食品ロス削減を目指した国民運動の展開等
- 6 食文化の継承のための活動への支援等
 - ・地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進
 - ・食生活改善推進員等のボランティア活動等における取組
 - ・学校給食等での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用等
- 7 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の 提供及び国際交流の推進
 - ・食品の安全性や栄養等に関する情報提供
 - ・食品表示の理解促進等

Ⅱ 第3次札幌市食育推進計画(平成30年度~令和4年度)

基本理念

食を通して豊かな人間性を育みます

基本目標

- 1 健やかで心豊かな食生活の実現
 - (重点取組)
 - (1)健康寿命の延伸につながる食育の推進
 - (主な施策)①望ましい食習慣と適切な栄養摂取をすすめる ②栄養バランスのとれた食牛活の実践
 - (2)若い世代を中心とした食育の推進
 - (主な施策)①次世代につなげる食育の推進
 - (3)多様な暮らしに対応した食育
 - (主な施策)①楽しく食卓を囲む機会の拡大
 - ②「食」を楽しむ環境づくり
 - ③食の大切さを伝える環境づくり
- 2 食の循環や環境・安全を意識した食生活
 - (重点取組)
 - (1)環境に配慮した食生活の推進
 - (主な施策)①環境を考えた食生活の普及・啓発及び実践
 - ②食品ロスを少なくする社会環境づくり
 - (2)「食」の安全・安心の確保の推進
 - (主な施策)①「食」の安全に関する知識の習得
 - ②事業者による自主的な取組の促進
 - ③市民・事業者との連携・協働による取組の促進
 - (3)農業を身近に感じる都市環境の実現
 - (主な施策)①「農」とのふれあい促進
 - ②札幌の農業や農産物に関する理解の促進
- 3 食文化の継承と食育推進体制の整備
 - (重点取組)
 - (1)食文化の継承と食環境整備
 - (主な施策) ①伝統的な食文化の継承・実践
 - ②情報発信と食環境整備の推進
 - (2)「さっぽろ食スタイル」の推進
 - (主な施策) ①「さっぽろ食スタイル」の普及・啓発
 - (3)地域における食育推進体制整備
 - (主な施策) ①食育推進体制の整備
 - ②市民運動としての食育の推進
 - ③食育ボランティア等の活動支援
- 4 計画の推進にあたっての指標目標値(23 指標)

Ⅲ 第4次札幌市食育推進計画(令和5年度~令和9年度)(案)

別紙

基本理念

食を通して豊かな人間性を育みます【継続】

基本目標

- 1 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進 【国の計画より】
- 2 食の循環や環境・安全に配慮するとともに、食文化を継承するための 食育の推進【一部変更(食文化を追記)】
- 3 食育推進体制の整備【一部変更(食文化を基本目標2に)】

施策の体系(推進する内容)

- 「・」は主な施策
- 1 ライフステージに応じた健康寿命の延伸につながる食育の推進

(「施策ごとのまとめ」から「ライフステージ別のまとめ」に変更。取組は継続。)

- ・ 家庭・地域・全世代共通の食育の取組(災害時の食を含む)
- ・ 妊産婦や乳幼児のいる家庭に対する食育の推進
- ・ 保育所等における食育の推進
- ・学校における食育の推進
- ・ 若い世代を中心とした食育の推進
- ・ 壮年期・高齢者に関わる食育の推進
- 2 「農」とのふれあいを通じた食育の推進
- 「農」とのふれあい促進(継続)
- 札幌の農業や農産物に関する理解の促進(継続)
- ・ 地産地消の推進 (継続)
- 3 環境に配慮した食生活の推進
- ・環境を考えた食生活の普及・啓発及び実践(継続)
- ・ 食品ロスを少なくする社会環境づくり(継続)
- 4 「食」の安全・安心の確保の推進
- ・「食」の安全に関する知識の習得 (継続)
- 事業者による自主的な取組の促進(継続)
- ・市民・事業者との連携・協働による取組の促進(継続)
- 5 食文化継承のための活動への支援
- ・ 伝統的な食文化の継承・実践 (継続)
- 6 食育推進体制の整備
- ・食育推進体制の整備(継続)
- ・ 食育ボランティア等の活動支援 (継続)
- ・「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進 (新規)

計画の推進にあたっての指標(数値目標)

令和4年度に実施する各種調査の結果及び国の第4次計画の目標値 を踏まえて設定する。